

○三島市空家等の適正管理に関する条例

令和 年 月 日

条例第 号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、適切な管理が行われていない空家等による防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、市、所有者等、市民等及び事業者の責務等並びに空家等の適正な管理及び特定空家等に関する措置に対し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等であって、本市の区域内に所在するものをいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等であって、本市の区域内に所在するものをいう。
- (3) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等であって、本市の区域内に所在するものをいう。
- (4) 所有者等 法第5条に規定する所有者等をいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、滞在し、勤務し、又は通学する者及び市内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。
- (6) 事業者 市内で不動産業、建設業その他空家等に関連する事業を営む者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、空家等の適正な管理の促進のために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策の実施のために必要な体制の整備に努めなければならない。

3 市は、所有者等が行う空家等の適正な管理について必要な支援を行うものとする。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、その所有し、又は管理す

る空家等を適正に管理しなければならない。

- 2 所有者等は、空家等を有効に活用するよう努めるものとする。
- 3 所有者等は、市が実施する空家等の適正な管理に関する施策に協力するものとする。
(市民等の役割)

第5条 市民等は、市が実施する空家等の適正な管理に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民等は、適正な管理が行われていない空家等を発見したときは、その情報を市に提供
するよう努めるものとする。
(事業者の役割)

第6条 事業者は、市が実施する空家等の適正な管理に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に努めるものとする。
(特定空家等に対する措置)

第7条 市長が特定空家等の所有者等に対し行う助言、指導、勧告、命令及び代執行については、法第22条に定めるところによる。

- 2 市長は、前項の規定による措置を講ずるときは、必要に応じ、第10条に規定する三島市
空家等対策協議会に意見を聴くことができる。
(管理不全空家等に対する措置)

第8条 市長が管理不全空家等の所有者等に対し行う指導及び勧告については、法第13条に定めるところによる。

- 2 市長は、前項の規定による措置を講ずるときは、必要に応じ、第10条に規定する三島市
空家等対策協議会に意見を聴くことができる。
(緊急安全措置)

第9条 市長は、特定空家等又は管理不全空家等の倒壊等により人の生命、身体又は財産に
危害が及ぶことを避けるために緊急の必要があると認めるときは、これを避けるために
必要な最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を自ら講ずることができる。

- 2 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該特定空家等又は管理不全空家等の所有者等
に対し、当該緊急安全措置の内容を通知するものとする。ただし、所有者等を確認するこ
とができないとき、又は所有者等に通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 3 市長は、緊急安全措置を講じたときは、その費用を所有者等から徴収することができる。
- 4 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置の内容を次条に規定する三島

市空家等対策協議会に報告するものとする。

(三島市空家等対策協議会)

第10条 法第7条第1項に規定する空家等対策計画の策定及び変更並びに実施について協議するため、法第8条第1項の規定により三島市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、市長及び委員10人以内で組織する。

3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 公共的団体の代表者等

(2) 学識経験者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(関係機関等との連携)

第11条 市長は、空家等の適正な管理に関し必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関（以下「関係機関等」という。）に対し、協力を要請することができる。この場合において、市長は、関係機関等に対し、必要な情報を提供することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和 年 月 日から施行する。